第百三十二条の七	記録
記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。）	交付
交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	記載された書面
第百三十三条の三第一項	記載された書面又は電磁的記録
当該書面又は電磁的記録	当該書面
又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法
方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	調書
第百六十条第一項	調書の記載について
最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及びその他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書の記載についてされた電子調書の内容に
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に
前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書
第百六十条第四項	当該調書
第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	当該電子調書
当該電子調書	調書の記載
前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書を作成して
第百六十条の二第一項	事項
その旨をファイルに記録して	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項
第二百五条第三項	事項
事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	又は送付する
第二百十五条第四項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する
事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	次に掲げる事項を記載した判決書
第二百三十一条の三第二項	最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）
若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	電子判決書
第二百五十二条第一項	記録
最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）	判決書の原本
第二百五十二条第二項	
記録	
第二百五十三条第一項及び第二百五十四条第一項	
電子判決書	

第二百五十四条第二項	判決書
電子判決書	調書に記載させなければ
電子調書に記録させなければ	判決書
第二百五十五条第一項	調書
電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条、第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び第三百八十一条の七第一項において同じ。）	判決書の正本
規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書（第百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第二百七十八条、第三百五十七条及び第三百八十一条において同じ。）	前条第二項の調書の謄本の
第二百五十五条第二項	呼出状
第百九条の二の規定による	公示送達
第二百五十五条第一号	民事執行法第二十一条の二第二項の規定により読み替えて適用する第百十二条の規定により公示送達の効力が生じた時
電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したもの	公示送達の方法以外の送達
第二百五十六条第三項	送達をすべき場所に宛てて呼出状を発した時
第二百五十三条第一号	調書
第百九条の規定による送達	記載しなければ
同条の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時	記載された調書の謄本
第二百五十六条第三項	を調書に記載した
第百九条の二の規定による送達	その記載
同条第一項本文の通知が発せられた時	
第二百五十六条第四項	
電子調書	
記録しなければ	
第二百六十一条第五項	
記録された電子調書	
について電子調書を作成し、これをファイルに記録した	
第二百六十七条第一項	
その記録	